

平成２８年度公益財団法人東京都体育協会に対する補助金交付要綱

２７才推事第５６７号

平成２８年４月１日

（趣 旨）

第１ この要綱は、東京都におけるスポーツの普及とその健全な発展を図るため、公益財団法人東京都体育協会（以下「補助事業者」という。）が行う事業に対して、東京都が補助金を交付するに当たり、必要な事項を定める。

（補助対象事業）

第２ 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う次に掲げる事業のうち、東京都のスポーツの振興に寄与し、かつ、東京都のスポーツの将来の発展に寄与すると認められるものとする。

（１）スポーツ振興事業

- ア 体育関係者及び団体の表彰に関する事業
- イ 地域住民に対するスポーツ活動促進のための事業
- ウ 指導者の研修に関する事業
- エ スポーツ少年団活動の振興及びスポーツテストの普及事業

（２）国民体育大会関東ブロック大会（本大会・冬季大会）派遣事業

- ア 大会派遣（選手・監督旅費、本部役員・視察員旅費）
- イ 大会負担金（本部役員参加料及び分担金）

（３）国民体育大会本大会・冬季大会派遣事業

- ア 選手団派遣（選手・監督旅費、本部役員・視察員旅費、旅費積算委託費及び運搬費）
- イ コーチやトレーナー等旅費のうち、東京都が認めるもの
- ウ ユニフォーム（本部役員用スーツ・帽子、本大会選手用上着・ズボン・帽子及び冬季大会用ロングコート等）
- エ 物品等（ワッペン、応援小旗、選手団名簿等）
- オ 大会負担金（本部役員参加料・保険料）

（４）国民体育大会ヨット・馬・カヌー輸送事業

- ア セーリング競技（競技で使用するヨットの輸送に要する経費）
- イ 馬術競技（競技で使用する参加馬の輸送に要する経費）
- ウ カヌー競技（競技で使用するカヌーの輸送に要する経費）

（５）競技力向上に係る事業

- ア 競技力向上事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ トップアスリート発掘・育成事業

（６）上記の（１）から（５）までの目的を達成するために東京都が必要と認める事業

(事業の実施期間)

第3 第2に定める補助事業の実施期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、第2に定める補助事業の実施に要するものとし、次に掲げる経費とする。

なお、補助対象経費細目については、別紙1のとおりとする。

(1) スポーツ振興事業

ア 事業費(都民体育大会、都民生涯スポーツ大会、国民体育大会東京都予選会、シニアスポーツ振興事業及びスポーツを通じた被災地支援事業を除く。)

イ 管理費

(2) 国民体育大会関東ブロック大会(本大会・冬季大会)派遣事業

ア 事業費

イ 管理費

(3) 国民体育大会本大会・冬季大会派遣事業

ア 事業費

イ 管理費

(4) 国民体育大会ヨット・馬・カヌー輸送事業

ア 事業費

イ 管理費

(5) 競技力向上に係る事業(競技力向上事業、ジュニア育成地域推進事業、トップアスリート発掘・育成事業)

管理費

(6) その他東京都が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第5 第4の経費区分に対応する補助額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 事業費総額から、事業費に充当した基本財産運用収入、事業の実施に伴う収入(寄附金収入及び協賛金収入を含む。)及び雑収入を差し引いた額

(2) 管理費総額から、管理費に充当した基本財産運用収入、雑収入及び特定資産取崩収入を差し引いた額

(補助金の交付申請)

第6 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(大会要項を含む。)

(2) 収支予算書

- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書
- (5) 役員一覧
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第7 知事は、第6の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、速やかに補助金の交付を決定し、決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

- 2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付を決定することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第8 知事は、この補助金の交付の決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、その交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 1の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(補助金の請求)

第9 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(補助金の交付時期等)

第10 補助金の支払については、事業執行状況に応じて四半期分ごとに年4回交付するものとし、概算払とする。

(承認事項)

第11 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第12 補助事業者は、第11の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第13 知事は、第12の申請を受理した場合において、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第3号様式）を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書（別記第4号様式）によりその旨通知する。

(事故報告)

第14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15 補助事業者は、次の書類を知事の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 事業執行計画書（別記第5号様式）
- (2) 状況報告書（別記第6号様式）
- (3) 決算見込額調書（別記第7号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、必要があると認めるときは、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助事業遂行命令等)

第16 知事は、第14及び第15の規定による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者が1の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17 補助事業者は、補助事業が完了した日もしくは第11（3）の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して2箇月以内又は平成29年5月19日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

第19の規定により必要な措置をした場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定)

第18 知事は、第17の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助

金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19 知事は、第18の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることがある。

(交付決定の取消し)

第20 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に反したとき。

2 1の規定は、第18の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第21 知事は、第8及び第20 1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに当たる部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているとき、又は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第18の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22 知事が、第20 1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 1の規定により返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じ

た補助金の額に充てるものとする。

- 4 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 5 4の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

- 第23 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合、補助事業者に対して、同様の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

（財産処分の制限）

- 第24 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 1の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

（帳簿等の保管）

- 第25 補助事業者は、補助対象経費について、その収入及び支出に関する帳簿並びに関係書類を備え、経理の状況を常に明確にしておくとともに、その帳簿及び関係書類を当該事業の属する会計年度終了後から5年間保存しなければならない。

（申請の撤回）

- 第26 補助事業者は、第7の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

（その他）

- 第27 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

附 則

- 第1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。